基本構想

第1章　総合振興計画の目指すもの

第2章　まちづくりの目標

第3章　施策の大綱

第１章

総合振興計画の目指すもの

今後、人口増加は落ち着きを見せることが見込まれる一方で、伊奈町に住み続けたいと思う町民、伊奈町を好きだという町民をこれまで以上に増やしていくことが大切になります。誇りと愛着を持って住み続けたいと思えるまちをつくりあげるとともに、人々に住みたいと選ばれるようなまちを目指します。

これからは、町民の定住性の高まりと町民一人一人の思いを大切に、私たちの暮らす伊奈町を次の世代へつなぎ、その可能性を広げ、また、今後の社会変化にも柔軟に対応できるまちづくりに取り組みます。

これまでの数次にわたる総合振興計画のもとで、町の骨格や基礎となる社会基盤は着実に整備されてきましたが、今後も必要となる社会基盤は整備していく必要があります。一方で、これまで十分に活用しきれなかった地域の持つ資源などのストックを、積極的に活かし新たな可能性を見いだしていく必要があります。また、町民一人一人の多様な力を活かすことができるよう地域の課題解決や環境改善に協働で取り組む仕組みをつくり、活力にあふれたまちづくりを目指します。

身近な場所において、ふれあうことのできる自然を守り・自然を育むとともに、快適で魅力ある都市機能が共存する、ゆとりある暮らしやすいまちを目指します。

地域の人たちの手によって暮らしの中の安心・安全が守られ、子供から高齢者までお互いが手を取り合い、助け合える成熟したまちを目指します。

これまで取り組んできた「住んでみたい」「住んでよかった」まちづくりを、さらに発展させ、これからも「住み続けたい」、子供たちにも「住んでもらいたい」まちづくりに向けて、町民との連携・協働を深め、その実現を図ります。

第２章

まちづくりの目標

１．将来像

これまでのまちづくりの「自然と調和した、ふれあい・安心安全・住みよいまち」を引き継ぎ、発展させていくため、町民の生命と暮らしを守るという安心安全を基本に、緑豊かな自然の中で、ゆとりと安らぎを楽しみ、地域の特色を活かした魅力と活力を高め、子供から高齢者まで安心・安全に住み続けることができるまちづくりを目標とします。

ずっと住みたい
緑にあふれた
安心・安全なまち

2．計画のフレーム

（1）将来人口

本町の人口の目標を次のとおり定めます。

総人口

わが国の総人口は、少子高齢化が進み減少に転じていますが、本町ではニューシャトルの開通やそれにあわせた区画整理事業を実施したことなどから、一時ほどではありませんが、現在も人口増加を続けています。

伊奈町の大きな特徴である、若く元気で活気あふれるまちづくりを継続して行うとともに、伊奈町の魅力を形づくる重要な要素である自然環境・緑を維持し、次世代に引き継ぐため、目標年次である平成36年の人口を47,000人と設定します。

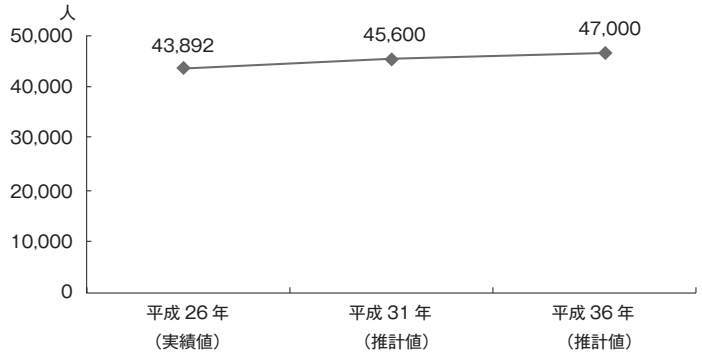

年齢３区分別人口

人口増加にかかわらず、少子･高齢化は徐々に進展します。推計では、年少人口（0～14歳）は、平成26年の17.3％から減少を続け、目標年次である平成36年には13.2％となることが予想されます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成26年の63.0％からほぼ横ばいに推移し、目標年次の平成36年には、63.4％と見込まれます。

高齢者人口（65歳以上）は、平成30年には10,000人を超え、平成26年の19.6％から、目標年次の平成36年には、23.4％に達すると見込まれます。

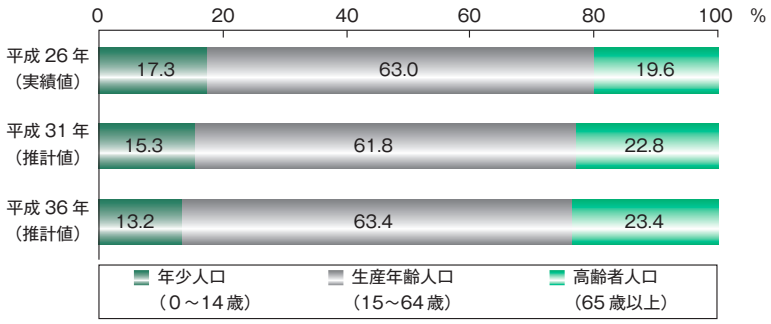

（2）土地利用構想

本町の土地利用は、将来像の実現に向けて、豊かな自然との共生の中で、まとまった市街地の形成を図りながら、都市的魅力の向上を目指します。そのため次のゾーンと軸の要素により将来の土地利用を示します。

1　にぎわい活力ゾーン

計画的な市街地整備が行われた土地区画整理事業地内を中心に、日常生活の利便性と良好で快適な環境が調和したまちづくりが行われています。羽貫駅東側では、ショッピングセンターを核に商業施設の集積が図られていますが、さらなる商業機能の集積に向けた取組を促進します。また、羽貫駅、内宿駅周辺では、地域住民や駅利用者のニーズに合った商業・サービス施設の集積をさらに促進します。

こうした商業・サービス機能や町制施行記念公園、県民活動総合センター、県立伊奈学園総合高等学校等の教育機能など多様な都市機能を活用し、活力あるにぎわいのあるまちづくりを進めます。

また、伊奈中央線等の都市計画道路の整備を推進するとともに、周辺の土地利用について検討を進めます。

2　くらし交流ゾーン

町役場周辺については、総合センター、ふれあい福祉センター、商工会などがあり、町民生活の利便性の向上と町民全体の交流を促すシビックセンター*として位置づけます。

公共施設等の集積を活かしながら、民間が運営する施設を含めて、文化、スポーツ、レクリエーション等の機能を持った、より高次の施設集積を促すまちづくりを進めます。

志久駅周辺では、町と地域住民と企業・大学等が連携、協働し、人が集い・にぎわう地域活性化を図る取組を推進します。

東西方向の都市計画道路の整備を推進するとともに、周辺の産業系土地利用について検討を進めます。また、地域幹線道路として整備が進む、いな穂街道を軸として、緑と農地に配慮したふれあい交流機能の充実を図ります。

3　ふれあい連携ゾーン

南地区は、本町において、最も早い時期に土地区画整理事業が行われた地域であり、比較的、町民の高齢化率が高い地域になっています。利便性の高い日常生活を営むための商業・サービス機能を維持・誘導し、地域のコミュニケーションや町民との連携を活かしたまちづくりを進めます。

伊奈中央線の整備促進を図るとともに、周辺の土地利用について検討を進めます。

丸山駅周辺では、町の南の玄関口としての機能を果たせるよう周辺環境に配慮した整備を検討します。

＊**シビックセンター**：公共施設群や公園が一体となった、まちの中心地区。

4　みどりと歴史・文化ゾーン

「さいたま緑のトラスト保全地」を中心に、丸山駅周辺へと続く樹林地とともに伊奈氏屋敷跡、原市沼調節池、大学や高等学校などが立地する地域をみどりと歴史・文化ゾーンとして位置づけます。

河川と樹林地が、有機的に連担した「水とみどりの景観軸」を創出し、平坦な市街地景観に変化とうるおいを与えます。水辺環境や緑道など歩行者・自転車の通行環境の整備や、自然や歴史・文化との関わりを深めていくことのできる魅力ある地域づくりを推進します。

5　農と水辺のゾーン

河川周辺は自然環境の保全に配慮し、多様な生物が生息できる環境づくりや、水と親しみ、ウォーキングやサイクリングなどが楽しめる水辺環境の形成に努めます。農地は、「地産地消」の農業の推進や、農業生産者と消費者の交流などを図り、自然環境の維持や防災・治水などの多様な機能を持つ農地の保全・活用を図ります。

土地利用構想図

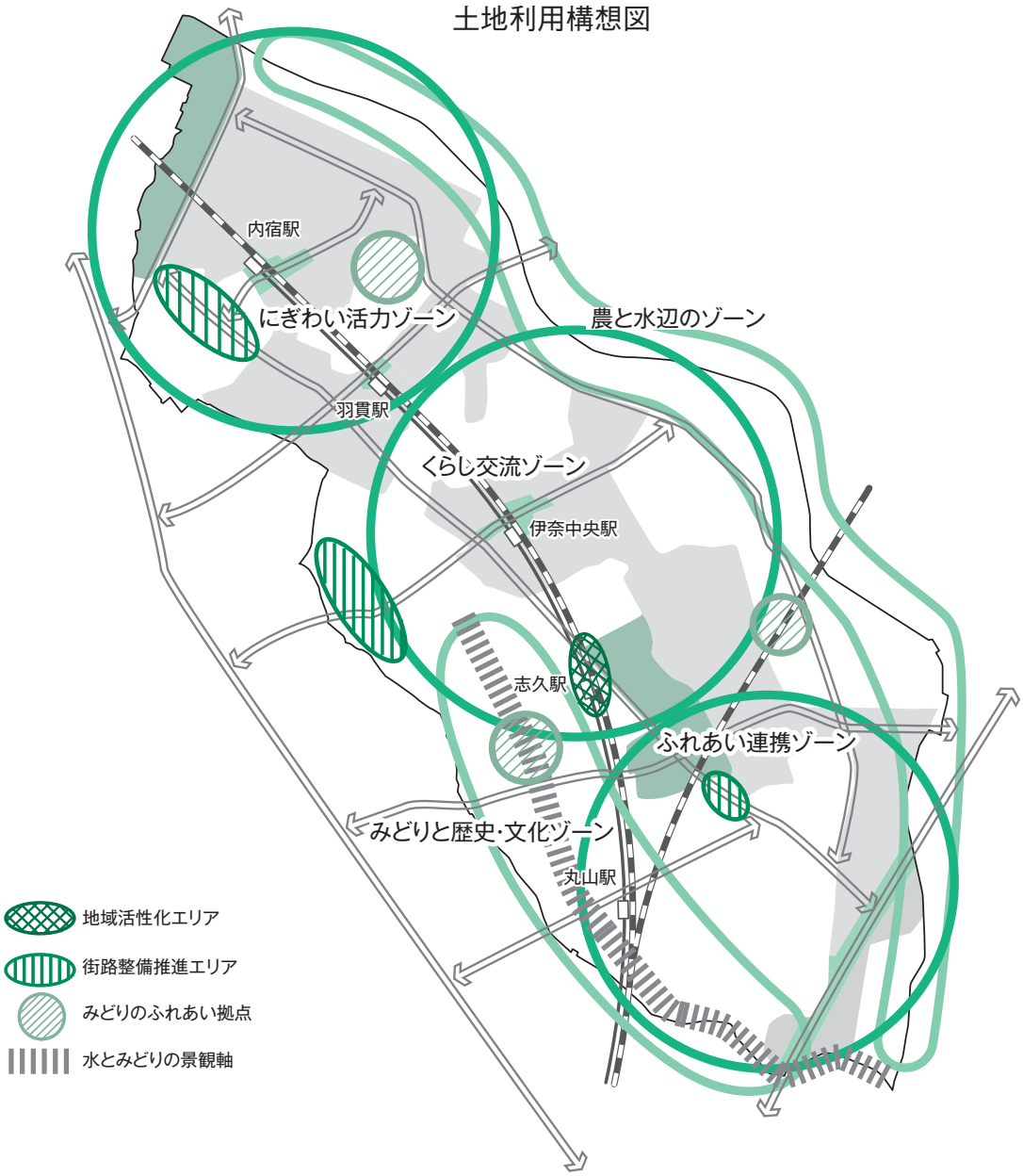

3．将来像実現のための基本目標

（1）安心・安全なまちに暮らす

町民一人一人の生活を守る観点から災害や事故、犯罪を減らし、安心で安全に暮らすことのできるまちを目指します。

自然災害の発生に備えるとともに、万が一災害に遭っても地域住民が相互に支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会を形成します。

広域化による消防・救急体制の充実やまちぐるみによる地域防犯や交通安全活動、さらには、安心な消費生活を支援し、町民一人一人の安心・安全を守る施策の充実を図ります。

（2）健康で心安らぐまちに暮らす

すべての町民が元気で、心身ともに健康で長生きができ、お互いに助け合い、支え合う地域社会の中で、生きがいを持って心豊かに暮らすことのできるまちを目指します。

町民一人一人の健康づくりを支援し、地域において安心して医療を受けられる環境を整えます。

子供や高齢者、障害者などを地域で支えることができるよう、地域コミュニティ活動を活性化する一方、高齢者や障害者の自立生活支援、サービス提供体制の充実を図ります。

（3）豊かな心を育むまちに暮らす

家庭の大切さや地域の中での支え合いを基本にしながら、安心して子供を育てることができ、町民の誰もが学ぶことの楽しさを感じられ、身近に文化芸術、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちを目指します。

子供と子育て家庭を地域ぐるみで支える仕組みをつくります。子供が楽しく学び、生きる力を育む魅力ある学校づくりを推進するとともに、青少年の健全育成を推進するなど将来を担う人材の育成に努めます。生涯学習、文化芸術、スポーツ・レクリエーションなど町民の多様な活動を支援し、その活性化を図ります。

（4）緑あふれる、にぎわいのあるまちに暮らす

豊かな緑を守るとともに、身近な緑を広げ、緑豊かなまちをつくります。環境への負荷を抑制した循環型社会の構築と、暮らしの充実に必要な機能やサービスの集積など、地域の魅力向上を図ります。

また、地球温暖化対策やごみの適正処理などによる環境への配慮に努めます。

良好な市街地を形成するとともに、まちの骨格を形成する都市計画道路の整備を促進します。公共交通については利便性を高め、利用の促進を図ります。

まちの発展を促す産業経済については都市農業の振興、商工業活動の活性化を促進します。

また、にぎわいのある空間形成や地域の拠点となる活気ある商業を育てるとともに、地域の様々な資源を活かし、まちの魅力を町内外に発信し、誘客に努めます。

（5）町民と行政が協働するまちに暮らす

町民参画による開かれた町政と経営的視点に立った行政運営を行うことにより、質の高い町政運営を目指します。

町民の声が行政にしっかり届き、活かされる仕組みをつくるとともに、地域の課題解決や地域おこしを協働で推進するための環境を整備します。また、協働にあたっては、町内に立地する県民活動総合センターをはじめとする県施設との連携と活用を進めます。

これからの行財政運営にあたっては、これまで培ってきた地域資源などのストックを十分に活用し、最少の費用で最大の効果を引き出す経営的視点を重視します。

また、お互いの人権が尊重され、平和に暮らすことのできる共生のまちづくりを推進します。

第３章

施策の大綱

１．安心・安全なまちに暮らす

（１）地域防災力の向上

地震や風水害など自然災害から町民の生命・財産を守る対策を強化します。万一の災害発生に際しても被害を最小限にとどめることができるよう、普段の生活における災害への備えの呼びかけや自主防災活動の促進による防災力の強化に努めます。

（２）消防・救急体制の充実

火災の発生防止に努めるとともに、迅速かつ効率的に消防・救急活動を行うことができるよう消防力の充実や消防団の活性化に努めます。また、消防・救急の広域化に向けた取組を推進します。

（３）地域防犯体制の充実

犯罪を未然に防ぐため、安心安全ステーションを中心とした地域防犯力の向上を目指し、町民との協働による防犯体制の強化を推進します。また、都市化に対応した防犯環境の整備を図ります。

（４）交通安全対策の充実

交通安全に対する意識の高揚や交通安全教育の充実など、まちぐるみの交通安全運動を展開します。子供が安全に通学できる環境づくりや、高齢者が安心して外出できる環境づくりを推進します。

（５）安心な消費生活の支援

町民が豊かで安心した消費生活を送ることができるよう、消費者としての意識啓発に努めます。複雑・多様化するトラブルの増加に対応し、関係機関と連携した消費生活相談の充実を図ります。

2．健康で心安らぐまちに暮らす

（1）生涯を通じた健康づくり

生活習慣病予防や各種健診の実施、健康を増進するための運動やスポーツへの支援、健康に関する相談や講習など、一人一人が自身の状態に合わせて健康づくりを実践できる取組を進めます。

（2）地域医療体制の充実

多様化・高度化する町民の医療ニーズに対応し、地域において安心して医療が受けられるよう、医療機関等と連携した広域での医療体制の充実を図るとともに、介護と連携した在宅医療を推進します。

（3）ともに支え合う地域福祉の充実

町民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会をはじめとする、ボランティア団体等と行政が連携し、安心して暮らせる体制を整備します。今後想定される、高齢者世帯やひとり暮らし世帯の増加に適切に対応するため、緊急時や災害時の支援体制や身近な支え合い体制の確立など、地域で助け合い、支え合う仕組みをつくります。

（4）高齢者サービスの充実

高齢者が家庭や地域で安心して過ごすことができるよう、地域コミュニティとの関わりを保つ仕組みを整えます。また、就労や生きがいづくりの支援、元気な高齢者を増やす介護予防を推進するとともに、介護サービスが適切に提供されるよう総合的な体制整備を図ります。

（5）障害者の生活・自立支援

障害者が地域において自立して生活できるよう支援します。個々のニーズに応じた相談、地域生活支援の充実を図り、就労促進に向けた関係機関との連携や社会参加がしやすい環境を整えます。

（6）社会保障の充実

年金、医療、介護、生活援助等で構成される社会保障制度に対する町民の理解を深め、安心して医療や介護を確保できるよう環境の整備に努めます。

「ゆめくる」で行われるフィットネス教室

3．豊かな心を育むまちに暮らす

（1）子ども・子育て支援の充実

安心して子供を育てることができるよう、妊産婦及び乳幼児に対する保健指導を充実するとともに、子育て家庭を地域で支える仕組みをつくります。また、多様な保育サービスを提供し、待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育・地域の子ども子育て支援に総合的に取り組み、就学前の子供の成長を支えます。さらに放課後児童クラブや児童館事業などを通じて学齢期の子供の成長を支えます。また、援助が必要な子供と子育て家庭を支援します。

（2）確かな学力と自立する力の育成

学力の重要な３つの要素である「基礎的・基本的な知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学習意欲」を育成するとともに、社会の変化に主体的に対応できる、自立する力を育成します。

（3）豊かな心と健やかな体の育成

豊かな心の育成を図るために体験活動を充実させるとともに、道徳教育、人権教育をより一層推進します。いじめの防止や不登校等の課題への対応を充実するため、家庭及び関係機関との一層の連携強化を図ります。また、健康の維持・増進のため体力向上を図り、健やかな心と体を育成します。

（4）質の高い学校教育を推進するための環境の充実

地域の特色を活かした教育活動を充実するとともに、子供たちの安心・安全の確保を図り、地域ぐるみで教育に取り組む機運の醸成等、教育環境の整備を推進し、総合的な学校力の向上を図ります。

（5）家庭・地域の教育力の向上

家庭教育に関する学習機会の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進することにより、家庭・地域での教育力の向上を目指します。

（6）生涯にわたる学びの支援とスポーツの推進

町民が生涯にわたりいつでも自由に学ぶことができ、その成果が活かされる生涯学習社会の実現を目指します。また、生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる機会や情報を提供することで、町民が楽しみながら健康の維持・増進のできる地域スポーツの基盤づくりに努めます。

町の貴重な文化財の保存・活用に努めるとともに、伝統文化の継承を図り次の世代に守り伝え、町民の文化芸術活動を推進します。

4．緑あふれる、にぎわいのあるまちに暮らす――

（1）緑の快適空間づくり

豊かな緑のある快適空間の形成に向けて、「さいたま緑のトラスト保全地」などの樹林地や農地、樹木を保全するとともに、町民や地域による身近な緑を広げる活動を支援します。町のシンボルである町制施行記念公園バラ園の魅力ある運営に取り組むとともに、町民が気軽に利用でき、やすらぎを感じることのできる公園・緑地づくりを推進します。

また、本町は綾瀬川・原市沼川の２つの河川に囲まれるなど、豊かな水辺環境を有しています。町民に親しまれる安全で美しい水辺環境づくりを推進するとともに、河川の氾濫などの災害防止に向けた取組を進めます。

（2）環境にやさしい地域づくり

地球温暖化対策を推進するとともに、環境の保全、ごみの排出抑制や資源化の促進など環境にやさしい地域づくりを推進します。また、身近な生活における町民生活のマナー向上やまちの美化活動に取り組みます。安全で安定した上水道の給水に努めるとともに、下水道や合併処理浄化槽の整備を推進し、河川や排水路の水質浄化に取り組みます。

（3）良好な市街地の形成

安心して便利に快適に暮らせるよう、地域拠点の整備や生活基盤の整備を行います。良好な住宅はもとより、商業・サービス施設の集積を図るとともに、まちなかにある各種施設が連携することでまちのにぎわいを創出します。まちの骨格を形成する都市計画道路の整備を促進するとともに、生活道路については維持管理の充実を図ります。

県内13番目の緑のトラスト保全地に指定された
「無線山・KDDIの森」

（4）利便性の高い公共交通

公共施設や駅等を拠点に、利用しやすい地域公共交通ネットワークの構築を図ります。また、駅やバス利用者の利便性・安全性の向上を図るため、バスの低床化などバリアフリー化を促進します。

（5）地域特性を活かした都市農業の振興

担い手の育成、経営の安定化を促進するとともに、四季彩館等を活かした地産地消に力を入れ、地域特産品の開発や６次産業化など収益性の高い農業を促進します。また、町内外の人たちが農業とふれあえる機会の拡大を通じて、消費者との交流を促進します。

（6）まちのにぎわいを創る事業活動の活性化

事業者が安心して町内で事業を継続・発展できるよう、商工会と連携した経営安定への支援を図ります。また、産業間相互の連携、環境配慮型企業の誘致を進めます。にぎわいのある地域コミュニティを支える商業の活性化を促進します。

（7）地域資源を活かした観光振興

観光は、体験したり、学んだり、食を楽しんだりする交流型観光*へ変化しています。伊奈まつりやバラまつり、町制施行記念公園バラ園などを活用した観光振興を図るとともに、歴史文化や自然などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、それぞれを連携させた観光の振興を図ります。

300種、4,500株を超えるバラが植えられた
県内最大のバラ園

＊**交流型観光**：その土地に住む人々の生活文化にふれ、交流すること。

5．町民と行政が協働するまちに暮らす

（1）町民参画と情報共有化の推進

町民参画を推進するため、町民の視点に沿ったソーシャルメディア*などを活用した情報の提供・共有化を図るとともに、町民の意向をまちづくりに反映しやすくする仕組みをつくります。また、まちづくりに関する情報や各種イベントなどシティセールス*活動を展開します。

（2）地域コミュニティの活性化と協働の推進

地域コミュニティの活動を担う自治組織や地域団体などに対して必要な支援を行い、地域おこしなどにつなげるとともに、行政と地域の様々な活動主体との協働に向けた仕組みを構築します。町内に住む外国籍住民との相互理解と交流促進、外国籍住民が地域で暮らすための支援など、地域社会での共生を推進します。

（3）経営的視点に立った行政運営

町民へ質の高い行政サービスを提供するため、行政資源が有効かつ効率的に活用されるよう、ＰＰＰ*の導入など、経営的視点に立った行政運営を推進します。また、広域連携による効果的な行政の推進や自治体クラウド*やマイナンバー制度*などの活用により、住民サービスの向上につなげます。

（4）計画的な財政運営

自立的なまちづくりを推進する上で欠かすことのできない自立的な財政基盤の確保に努めるとともに、事業の重点化と効果的な推進、公共施設の長寿命化対策など、計画的で健全な財政運営に取り組みます。

（5）人権尊重と平和意識の啓発推進

基本的人権の正しい知識の普及と差別をなくすための啓発活動を推進します。また、多くの町民に平和の尊さを考える機会の提供に努めます。

（6）男女共同参画の推進

男女がお互いに認め合い、互いに能力を十分に発揮することのできるよう意識の是正を促します。また、男女ともに仕事や地域活動と家庭生活がバランスよく両立できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に努めます。

＊**ソーシャルメディア**：インターネット上での個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。
＊**シティセールス**：まちが持つ様々な魅力を対外的にアピールし、多くの観光客の訪問や特産品の販売促進、新たな交流人口や定住者の増加、企業誘致等を目的に、そのまちの活性化を図る活動のこと。
＊**ＰＰＰ（Public Private Partnership）**：公共サービスのあらゆる分野で、民間事業者の資金やノウハウを活用して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手法。
＊**自治体クラウド**：自治体の情報システムの集約と共同利用を進め、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの。
＊**マイナンバー制度**：国民一人一人に割り当てる固有の識別番号によって、社会保障や納税を管理する制度。